

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担当課	行政経営課

契約業者名・住所	株式会社ぎょうせい 東京支社 東京都江東区新木場一丁目18番11号
工事等の名称	松戸市例規集データ更新等業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	情報処理、印刷・製本
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	1,694,000円
工事等の概要	例規集データベースシステムの更新、インターネット版例規集の公開、CD-ROM版例規集の作成及び納品、単行本版例規集の作成及び納品
随意契約の理由	<p>本業務は、松戸市例規の制定及び改廃データを基に、例規データを作成し、受託者の管理するデータベースシステム内の例規集を更新等することである。</p> <p>本業務の遂行に当たっては、システムの安定性及び作業の正確性に加え、国、自治体等の情報に精通していることが必要である。</p> <p>株式会社ぎょうせい（以下「ぎょうせい」という。）は、法務省編纂による加除式図書である「現行日本法規」を始め、国の各省庁及び地方公共団体の専門法規書・実務書を発行しているほか、全国の自治体の法令や例規のデータベースシステムを構築し、例規執務サポートシステム Super Reiki-Base（以下「Super Reiki-Base」という。）においては、例規の検索に止まらず、新旧対照表、改め文の作成機能に加え、審査、点検の機能を有し、法制執務の効率化を実現している。</p> <p>本市においても、平成14年5月の例規集電子化開始時からぎょうせいと継続して契約し、例規</p>

集のデータベース作成の目的に沿った運用を維持してきており、平成25年から Super Reiki-Baseを導入している。

令和4年10月1日から令和9年9月30日までを契約期間として、ぎょうせいから、松戸市例規集データベースシステムを賃貸借していることに伴い、令和8年度分の例規集データ更新等業務委託契約を締結するに当たっては、このシステムへの追加、削除、変更等を行い、本契約を履行することができるのはシステムを運用しているぎょうせいに限られる。

従って、本業務については、本システムを継続して使用することを前提に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。